

求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に関するルールについて

求職活動等を行う皆さまへ

当機構では、採用選考、インターンシップその他の採用活動等において、求職者等の皆さまが安心して面談や面接に臨むことができるよう、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等(※)の防止に関するルールを定めています。

(※)パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに類する行為を含む

1. 職員への周知・啓発について

当機構では、ハラスメント行為が生じないよう、職員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

2. 面談・面接等に関するルール

・実施時間

原則として、職員の所定勤務時間内に実施します。なお、求職者等の事情に配慮し、やむを得ない場合には日程を調整のうえ、所定勤務時間外に実施することがあります。

・実施場所

機構事務所内のほか、学校構内、貸会議室、オンライン又はオープンスペース等の適切な場所で実施します。

・実施体制

原則として、複数人で実施します。やむを得ず、求職者等と職員が1対1で面会する場合は、第三者の目が届く環境で実施するなど、適切な実施体制を確保します。

・連絡手段

原則として、連絡は業務用メールアドレス又は電話番号を使用して行います。

3. 相談窓口について

当機構の採用選考、インターンシップその他の採用活動等において、当機構職員によるハラスメント行為を受けた、あるいはその疑いがある場合は、以下のリンクより相談窓口までご連絡ください。

相談窓口においては、相談者のプライバシー保護に配慮するとともに、通報・相談を理由とする不利益な取扱いを禁止しています。相談窓口への通報・相談が選考や合否結果に影響することは一切ありません。相談があった場合は、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。また、ハラスメント行為の事実が確認できた場合には、再発防止のため、必要な是正措置を行います。

[相談窓口はこちら](#)